

議員提出議案第7号

政治的に中立な教育の場の確保を求める決議

日本国憲法第26条は、すべての国民にひとしく教育を受ける権利を保障するとともに、国民に対し、その子どもたちに教育を受けさせる義務を課している。

そして、この理念を受けて、教育基本法を始めとする法制度や、学校・教育機関の組織運営の整備が図られてきたところである。

教育は、心身の発達段階に応じて、一人一人の国民が、市民として成長し、人格を完成させ、自立した市民として人間性を開花させていくために不可欠のものである。特に小学生や中学生などといった、批判的考察や判断能力が十分に形成されるに至っていない児童・生徒の教育の場では、具体的な教育内容のみならず、教育の行われる施設や環境も、非常に重要な役割を果たしている。

良識を備え、市民として成長していくことは、教育の目指す目的として尊重されるべきことであるが、教育の場に、権力的に、あるいは権威的に政治的な関与があることは、決してあってはならないことである。

特に、子どもの側に教育の内容や環境を選択する幅の限られた公立学校において、市民として自由で偏りのない成長の実現、他者を尊重し、認め合い、また多様な価値観を受け入れることのできる人格の形成は、教育の場において最も尊重されるべきものとする。

よって、さいたま市議会は、議員や首長といった公選によりその職に就く者や学校関係諸団体のみならず、子どもを見守るべきすべての人が、法の精神を踏まえた上で、政治的に中立で偏りのない教育の場を確保することを求めるものである。

以上、決議する。

平成25年4月25日提出

提出者	さいたま市議会議員	土橋貞夫
	同	青羽健仁
	同	井上洋平
賛成者	さいたま市議会議員	加藤得二
	同	福島正道
	同	鶴崎敏康

同	武	笠	光	明
同	関	根	信	明
同	中	山	欽	哉
同	野	口	吉	明
同	中	島	隆	一
同	霜	田	紀	子
同	新	藤	信	夫
同	稻	川	晴	彦
同	帆	足	和	之
同	島	崎		豊
同	江	原	大	輔
同	渋	谷	佳	孝